

長野市建設工事中間検査実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野市建設工事検査実施要綱第7に規定する中間検査について必要な事項を定めるものとする。

2 中間検査は、しゅん工検査を補完するために完了時点では不可視・手直しの困難な工事などの検査を行い、品質の確保・向上及び工事の良好な完成を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来映えについて行い、施工について改善及び現地における指示するものとする。

(中間検査の実施)

第3 中間検査は、特記仕様書で指定した場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 長野市建設工事請負契約約款第33条第1項による部分使用をする場合

(2) 当初契約金額が5千万円以上の土木工事、建築工事、設備工事

(3) 請負者から中間検査の依頼があった場合

(4) その他検査課長又は工事担当課長が必要と認めた工事

2 検査の実施時期は、出来高検査、しゅん工検査の時期を配慮し、後日の目視による検査が不可能又は容易でない重要構造物の施工後とし、工事担当課長又は検査課長が認めた時期とする。

3 第1項第2号及び第4号の検査を行う場合において、抜き打ちで検査を行う場合は、請負者に事前通知せずに実施することができる。

(他の検査との関係)

第4 中間検査で確認した出来形部分については、しゅん工検査又は出来高検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の検査が必要な場合はこの限りでない。

2 中間検査と出来高検査が同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。